

日立市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

日立市公告式条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

行政文書の電子化を推進し、事務の簡素化及び効率化を実現するとともに、市民の利便性の向上を図るため、本条例を制定するものであります。

日立市公告式条例の一部を改正する条例

日立市公告式条例（昭和25年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「署名」の次に「（地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）」を加え、同条第2項中「市役所及び各支所前の掲示場に掲示して」を「市のホームページに掲載する方法又は市役所前の掲示場に掲示する方法により」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 条例及び規則の公布に必要な市長の署名について、自署に加え、電子署名によることができることとした。

※ 電子署名

電子署名及び認証業務に関する法律の規定等を満足し、電子データに付与することができる署名のこと。電子署名を付すことにより、本人性・非改ざん性が担保され、紙への署名や公印の押印と同等の効力が発揮される。

- 2 条例及び規則の公布等の方法を、市役所及び各支所前の掲示場に掲示する方法（現行）から市のホームページへの掲載又は市役所前の掲示場に掲示する方法に改めることとした。